



個人住民税(個人市民税・県民税)の主な改正点

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

◆住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の適用について、入居した年月の期間が令和4年1月1日～令和7年12月31日に延長となりました。市民税・県民税における住宅ローン控除限度額・控除期間は、次の表のとおりです。

限度額

入居した年月	住宅ローン控除限度額
平成21年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等×5% (上限9万7,500円)
平成26年4月～令和3年12月 ^{*1}	所得税の課税総所得金額等×7% (上限13万6,500円)
令和4年1月～令和7年12月 ^{*2}	所得税の課税総所得金額等×5% (上限9万7,500円)

今回延長

所得税の課税総所得金額等とは…課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計額

※1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合に限る。それ以外は平成21年1月～平成26年3月に入居した場合と同じ。

※2 令和4年中の入居者のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%で一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月～令和3年12月までに入居した場合の控除限度額と同じ。

令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限る。

控除期間

住宅の種類	入居した年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等 ^{*3}	令和4～7年	13年
その他新築住宅	令和4～5年	13年
	令和6～7年	10年
既存住宅	令和4～7年	10年

※3 「一定の省エネ基準を満たす新築住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

住宅ローン控除の適用条件等について、詳しくは国土交通省ホームページをご確認ください。



◆市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

市民税・県民税の課税・非課税の判定における未成年者は、これまでは20歳未満の人が対象でしたが、民法の成年年齢引き下げに伴い、令和5年度から1月1日時点で18歳未満の人が対象となります。

令和4年度までの未成年者	令和5年度からの未成年者
20歳未満(令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた人)	18歳未満(令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた人)



小型特殊自動車の登録はお済みですか？

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331



小型特殊自動車は、地方税法と市税条例の規定により、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税種別割の申告をして、ナンバープレート(課税標識)^{*}の交付を受ける必要があります。

※市町村から交付される標識であり、公道走行を許可するものではありません。

申告場所 市民税課または各総合支所市民福祉課(市民課)

申告に必要なもの

- 軽自動車税(種別割)申告(報告)兼標識交付申請書
- 販売証明書または譲渡証明書(買主または譲受人の住所・氏名、売主または譲渡人の住所・氏名・電話番号、車台番号、メーカー名、排気量の記載があるもの)

対象車両	該当要件	税率(年税額)
農耕用小型特殊自動車(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など)	最高速度が時速35km未満(乗用装置があるもの)	2,400円
その他小型特殊自動車(フォークリフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなど)	次の全てを満たすもの ●車両の長さ4.7m以下 ●車両の幅1.7m以下 ●車両の高さ2.8m以下 ●最高速度が時速15km以下	5,900円

※上記の基準を一つでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。